



家畜伝染病予防法が改正され

飼養衛生管理基準に**新基準**が追加されました！

- 1 飼養管理区域に出入りする者に**消毒義務**
- ② **飼養衛生管理者の選任**
- 3 **飼養衛生管理者**による管理と従業員の指導
- 4 飼養衛生管理基準の違反者に対し**勧告・命令**
- 5 飼養衛生管理基準**違反者の公表**
- 6 飼養衛生管理の**罰則を強化**

飼養管理区域ごと、**全ての家畜所有者に、飼養衛生管理者の選任が義務づけられます！**

飼養衛生管理者とは？

- ・ 衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者
 - ・ 衛生管理区域ごとに1人選任
- *所有者自ら管理者になることも可能です

飼養衛生管理者の業務は？

- 1 衛生管理区域に出入りする者の管理
(チェック・指導等)
- 2 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知、教育等
- 3 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

令和2年5月31日までに、飼養衛生管理者を選任し、別紙様式で、郵送、FAXまたはメールで報告してください！

<別紙様式>

飼養衛生管理者の報告について

①氏名

②住所

③電話番号

F A X 番号

④メールアドレス

⑤農場名

衛生管理区域名

⑥農場住所

畜産農家ではなく、ペットや展示用として
牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも
飼養衛生管理者の選任が必要です！

①郵送の場合

〒030-0134 青森市合子沢字松森395-26

②F A X の場合 017-728-0335

③メールの場合 ao-kaho@pref.aomori.lg.jp

青森家畜保健衛生所 清水 行

令和2年5月31日までをお願いします！

<記載例>

飼養衛生管理者の報告について

- ①氏名 青森 太郎
- ②住所 青森市合子沢字松森 3 9 5 - 2 6
- ③電話番号 017-764-1744
F A X 番号 017-728-0335
- ④メールアドレス
ao-kaho@pref.aomori.lg.jp
- ⑤農場名 青森太郎
衛生管理区域名 青森太郎
- ⑥農場住所 青森市合子沢字松森 3 9 5 - 2 6

畜産農家ではなく、ペットや公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも飼養衛生管理者の選任が必要です！

お問い合わせ先

青森家畜保健衛生所 清水まで

〒030-0134

青森市合子沢字松森 3 9 5 - 2 6

電話 0 1 7 - 7 6 4 - 1 7 4 4

＜記載要領＞

各項目を記載するときの要領、注意事項は次のとおりですので、参考にしてください。

項目	記載要領・注意事項
①氏名	選任した飼養衛生管理者の氏名を記入してください。農場主と同一であれば、その方の氏名を記入してかまいません。
②住所	飼養衛生管理者の住所を記入してください。
③電話番号	飼養衛生管理者の電話番号を記入してください。
FAX 番号	選任した飼養衛生管理者がファックスをお持ちの場合は記入してください。所有していない場合は、“なし”と記入してください。
④メールアドレス	飼養衛生管理者が所有する携帯電話やパソコンで利用するメールアドレスを記入してください。 もし、所有していない場合は、家族など連絡が可能な方のメールアドレスでもかまいません。
⑤農場名と衛生管理区域名	飼養衛生管理者が管理する農場の名称（農場名）と衛生管理区域名を記入してください。
⑥衛生管理区域の代表住所	衛生管理区域が所在する住所を記入してください。農場と同一であれば、その住所を記入してください。